一般社団法人大阪府医師会 会長 高 井 康 之 (公印省略)

「オンライン資格確認」アカウント登録のためのダイレクトメール発送(協力依頼) および「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて今般、日本医師会より標記に関して連絡がありました。

オンライン資格確認について、昨年 12 月 23 日の中央社会保険医療協議会(中医協)にて、義務付けの経過措置が決定され、「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」にて、猶予届出方法をお知らせいたしました。

本経過措置に関連して、厚生労働省より周知依頼がありましたので、2点お知らせいたします。

## 1. アカウント未取得医療機関へのダイレクトメール発送

経過措置の届出について、原則として「医療機関等向けポータルサイト」を利用した届出が求められていることから、社会保険診療報酬支払基金からポータルサイトのアカウントを取得していない医療機関に向けて、アカウント登録を呼びかけるダイレクトメールを発送するとのことです。

経過措置の届出には、ポータルサイトでの届出が困難な場合、郵送での届出が可能となっておりますが、円滑な届出のためにもポータルサイトの利用もご検討いただけますようお願い申し上げます。

また、本ダイレクトメールについては、アカウント登録が行われていないすべての医療機関に送付されているため、オンライン資格確認の原則義務化の例外となっている医療機関にも送付されているとのことです。

## 2. 「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正

医療提供体制設備整備交付金実施要領が改正され、<u>やむを得ない事情により経過措置を受けた場合に、補助金交付を受けるための事業完了期限、並びに、補助金申請期限(各事業完</u>了期限の3か月後)が次ページ表のように明記されました。

経過措置を受けられる医療機関におかれましては、それぞれ期日内に手続きいただけますようお願い申し上げます。

## ■やむを得ない事情による経過措置を受けた場合の交付対象となる期限

やむを得ない事情	事業完了期限	補助金申請期限
(1)令和 5年 2月末までにシステム事業者と契約締結	令和 5 年 9 月 30 日	令和 5 年 12 月 31 日
したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医		
療機関・薬局 (システム整備中)		
(2)オンライン資格確認に接続可能な光回線のネット	令和6年3月31日	令和 6 年 6 月 30 日
ワーク環境が整備されていない保険医療機		
関・薬局 (ネットワーク環境事情)		
(3) 訪問診療のみを実施する保険医療機関	令和 6 年 3 月 31 日	令和 6 年 6 月 30 日
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局	令和 5 年 9 月 30 日	令和 5 年 12 月 31 日
(5)廃止・休止に関する計画を定めている保険医 療機関・薬局	令和 5 年 9 月 30 日	令和 5 年 12 月 31 日
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局	令和 5 年 9 月 30 日	令和 5 年 12 月 31 日

今回の経過措置に関連して、やむを得ない事情「(1)ベンダー導入事由」による<u>経過措置を受けるための条件</u>、並びに、やむを得ない事情「(1)ベンダー導入事由」「(4)改築、臨時施設事由」「(5)廃業、休止事由」での<u>補助金の拡充措置(補助上限額の満額)を受けるた</u>めの条件に、**令和5年2月末までのシステム事業者との契約が必要**となっております。

また、やむを得ない事情により上記の<u>経過措置を受けるため</u>には、遅くとも**令和5年3月** 31 日までに猶予届出を提出する必要があり、「(1)ベンダー導入事由」の場合は、契約書や 注文書の写しなどシステム事業者と2月末までに契約したことが確認できる書類が必要となります。システム事業者と連絡をお取りいただき、何卒ご対応のほどよろしくお願いいたします。

もし、システム事業者が契約書類等の対応いただけない状況がありましたら、日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内オンライン資格確認相談窓口

(https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html)

までご連絡くださいますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、会員への周知方に つき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局:大阪府医師会保険医療課(電話 06-6763-7001)